


報道発表資料の配付日時 9月 5日 (火) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和4年度定期監査結果(年間総括)の公表について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時) ありません。	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○定期監査結果の報告 地方自治法第199条第9項の規定に基づき、道議会議長、知事、教育委員会教育長、公安委員会委員長等に報告(提出)しました。</p> <p>○配付資料 ・令和4年度定期監査結果報告書(年間総括)の概要</p> <p>※令和4年度定期監査結果報告書(年間総括)は 当局のホームページからご覧ください。 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/71739.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/71739.html</a></p> 		
参考	<p>・定期監査は、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施する監査です。</p> <p>・令和4年度の定期監査は、令和4年11月から令和5年7月までの間に、全413部局を対象として実施しました。</p> <p>・報告書は、令和4年度の定期監査結果について、指摘事項等の経年的な推移や態様ごとに区分した監査結果などを掲載しています。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	質問等がございましたら、下記にご連絡いただくか、事務局までお越しください。(道庁別館11階)		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	監査委員事務局定期監査室監査第一課 電話 011-231-4111 (代表) 内線 32-315 (担当:須崎) 32-314 (担当:小林)		

**令和4年度定期監査結果報告書（年間総括）の概要**

**1 監査結果報告について**

この監査結果報告書は、北海道監査委員監査基準（令和2年3月27日監査委員会議決定）に準拠し実施した令和4年度の定期監査の結果について、総括的な報告を行うもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、議会、知事等に提出し公表するものである。

**2 監査実施期間及び結果報告対象部局**

令和4年11月から令和5年7月までの間に、道の全413部局を対象として監査を実施した。

**3 監査の重点項目**

- (1) 一般会計及び特別会計、公営企業会計
  - ア 補助事業及び公の施設の指定管理業務の予算執行管理等について
  - イ 契約手続の公正性、透明性及び競争性の確保について
  - ウ 経済性について
- (2) 公営企業会計
  - 経営の改善について

**4 監査の実施内容**

道の全413部局のうち、203部局について実地監査を実施し、210部局について書面監査を実施した。

**5 監査結果と所見**

上記により監査した限り、道の全413部局のうち323部局で監査対象とした事務は、総体として適正であると認められるが、90部局において、是正又は改善が必要である事項が252件あり、その内訳は、指摘事項84件、指導事項161件及び検討事項7件となっている。これらの令和2年度から令和4年度までの推移は次のとおりである。

(単位：件)

区 分	是正又は改善を求めた部局		指摘事項	指導事項	検討事項	計
	R2	R3				
一般会計及び特別会計	R2	65部局	81	108	3	192
	R3	91部局	86	135	5	226
	R4	83部局	77	143	7	227
公 営 企 業 会 計	R2	5部局	5	6	-	11
	R3	8部局	5	17	-	22
	R4	8部局	7	18	-	25
計	R2	70部局	86	114	3	203
	R3	99部局	91	152	5	248
	R4	91部局	84	161	7	252

※ 表中では、建設部を「一般会計及び特別会計」と「公営企業会計」のそれぞれに計上しており、部局実数は、令和2年度は69部局、令和3年度は98部局、令和4年度は90部局である。

また、態様別の推移は次のとおりである。

(単位：件)

態 様	指摘事項			指導事項			検討事項			計		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
不適切な会計処理等	5	16	9	-	1	-	-	-	-	5	17	9
公金の亡失等	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1
収入確保	5	5	5	3	3	4	-	-	-	8	8	9
経済性、効率性及び有効性	1	4	2	3	15	15	1	3	4	5	22	21
合 規 性	31	30	33	84	103	135	2	2	3	117	135	171
交通事故等	3	3	5	17	23	4	-	-	-	20	26	9
公有財産の損傷等	34	30	26	5	7	3	-	-	-	39	37	29
経営に係る事業の管理	4	3	3	-	-	-	-	-	-	4	3	3
そ の 他	2	-	-	2	-	-	-	-	-	4	-	-
計	86	91	84	114	152	161	3	5	7	203	248	252

※ 令和3年度の指摘事項等の合計248件のうち重点項目に係るものは28件、令和4年度の指摘事項等の合計252件のうち重点項目に係るものは27件となっている。

令和4年度の監査においても、多くの指摘事項等が見受けられた。特に、職員が故意や怠慢などにより法令等の規定に違反したのや、予算の執行及び財務に関して不適切な事務処理を繰り返して行っていたものなどの「不適切な会計処理等」については、過去の監査においても繰り返して是正又は改善を求めてきているが、令和4年度も多くの指摘事項があったことは、深く憂慮する事態である。各部局においては、基本的な法令等の遵守の徹底、内部牽制の充実強化等が強く求められる。

北海道監査委員としては、今後とも、合規性のみならず、経済性、効率性、有効性等の多角的な観点から厳正な監査を実施していく。

**[主な指摘事項等の内容]**

態 様	主 な 内 容																																									
不適切な会計処理等に関する監査結果	<p>○ 支出負担行為の決定を行わずに委託業務を行っているものなど  <b>部局名</b> 空知総合振興局（報告書P4）※  <b>内 容</b> 春播小麦原種は経營業務等を委託の方法により執行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事後に決定書を作成し、委託開始日を遡及して契約書を作成しているものが、6件、1,060万2,614円あった。</p> <p><b>部局名</b> 経済部（報告書P4）  <b>内 容</b> 業務委託契約を締結する場合は、内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに口頭で契約し、業務を行っていたものが、4件、32万4,060円あった。  また、上記のうち、産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託するときは、産業廃棄物の種類、数量等の必要事項を記載した契約書を作成しなければならないが、これを行っていないものが、2件、8万2,060円あった。  さらに、物品の購入等の代金の支払いにおいて、書面により支払の時期を明らかにしないときは相手方が適法な支払請求をした日から15日以内に、契約書に基づき相手方から適法な支払請求書を受領したときは30日以内に、それぞれ支払うこととされているが、これらの期限を越えて支出しているものが、上記を含め、133件、668万5,329円あった。</p> <p>○ 生活保護費の支給が過大となっているものなど（報告書P4）※  <b>部局名</b> 根室振興局ほか1部局  <b>内 容</b> 生活保護費については、保護を受けようとする者等の申請等に基づき、原則として世帯を単位に保護を決定し、金銭又は現物給付により支給することとされているが、令和元年度から令和3年度までの期間において、被保護世帯の収入等の変動に伴う保護費の変更の決定を行わず、生活扶助等の支給が過大となっているもの、支給が過少となっているもの、移送費等の申請を放置し、一時扶助費が未支給となっているもの、治療材料費や訪問診療移送費等の請求を放置し、医療費等の支出の決定を行わず未払いとなっているものがあった。</p> <p style="text-align: right;">（単位：世帯、件、円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 容</th> <th colspan="3">部局名 根室振興局</th> <th colspan="3">部局名 渡島総合振興局</th> </tr> <tr> <th>世帯数等</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>世帯数等</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活扶助費等の支給が過大となっているもの</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td style="text-align: right;">2,103,366</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: right;">2,763,359</td> </tr> <tr> <td>生活扶助等の支給が過少となっているもの</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: right;">613,522</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">28</td> <td style="text-align: right;">274,662</td> </tr> <tr> <td>一時扶助費が未支給となっているもの</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">34</td> <td style="text-align: right;">501,962</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: right;">37,060</td> </tr> <tr> <td>医療費等が未払いとなっているもの</td> <td style="text-align: center;">6医療機関等</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: right;">105,709</td> <td style="text-align: center;">1医療機関</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: right;">40,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 防火管理者の届出を行っていないもの（報告書P5）  <b>部局名</b> 原子力環境センター  <b>内 容</b> 防火管理者について、消防法では、防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないが、また、これを解任したときも、同様とされているが、これらの届出を平成13年6月の届出以降行っていないかった。</p>	内 容	部局名 根室振興局			部局名 渡島総合振興局			世帯数等	件数	金額	世帯数等	件数	金額	生活扶助費等の支給が過大となっているもの	11	24	2,103,366	33	51	2,763,359	生活扶助等の支給が過少となっているもの	7	10	613,522	25	28	274,662	一時扶助費が未支給となっているもの	8	34	501,962	1	12	37,060	医療費等が未払いとなっているもの	6医療機関等	23	105,709	1医療機関	17	40,700
内 容	部局名 根室振興局			部局名 渡島総合振興局																																						
	世帯数等	件数	金額	世帯数等	件数	金額																																				
生活扶助費等の支給が過大となっているもの	11	24	2,103,366	33	51	2,763,359																																				
生活扶助等の支給が過少となっているもの	7	10	613,522	25	28	274,662																																				
一時扶助費が未支給となっているもの	8	34	501,962	1	12	37,060																																				
医療費等が未払いとなっているもの	6医療機関等	23	105,709	1医療機関	17	40,700																																				

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済み

態 様	主 な 内 容																																																																			
不適切な会計処理等に関する監査結果	<p>○ 扶助費の支出が遅延しているものなど（報告書P5）※  部局名 釧路教育局  内 容 高等学校等就学支援金については、支給対象高等学校等の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることとされており、教育局長は、7月、10月等に、当該月の前月までに確定した額を支払うこととされているが、この期限を越えて支出しているものが、1件、9,209万5,200円、未払いとなっているものが、1件、9,121万9,500円あった。</p> <p>○ 時間外勤務手当が未支給となっているもの（報告書P5）※  部局名 旭川子ども総合療育センター  内 容 時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ勤務した職員には、時間外勤務手当を支給しなければならないが、時間外勤務の実態があるにもかかわらず、時間外勤務命令を行っていないことから、未支給となっているものが、令和元年度から令和3年度において、延べ211名分、2,032万7,664円あった。</p> <p>○ 私費により支払っているものなど（報告書P5）※  部局名 十勝総合振興局  内 容 庁舎管理の委託業務において、支出手続を怠り、私費により支払っているものが、4件、46万8,215円あった。  また、令和3年度に実施した庁舎排水設備清掃業務について、令和4年度に実施したとする虚偽の決定書を作成し、支出しているものが、1件、15万2,680円あった。</p> <p>○ 時間外勤務手当の支給手続が不適切なもの（報告書P5）  部局名 農政部  内 容 時間外勤務手当の支給において、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ勤務した職員には、時間外勤務手当を支給しなければならないが、管理職員が意図的に実績時間を少なく書き換えたことから、時間外勤務手当が未支給となっているものが、1名分、4万3,872円あった。</p>																																																																			
公金の亡失等に関する監査結果	<p>○ 公金の領得（報告書P5）※  部局名 士別警察署  内 容 捜査用報償費の執行のため、資金前渡して保管していた現金について、1万円の領得があった。</p>																																																																			
収入確保の視点に関する監査結果	<p>○ 収入未済額が多額となっているもの（報告書P5）  部局名 総務部ほか4部局</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円、%）</p> <table border="1" data-bbox="373 1391 1430 1861"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">部局名</th> <th rowspan="2">調 定 額</th> <th rowspan="2">収入済額</th> <th rowspan="2">不納欠損額</th> <th colspan="2">収入未済額</th> <th colspan="2">収 納 率</th> </tr> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道税収入</td> <td>総 務 部</td> <td>656,198,337</td> <td>648,812,713</td> <td>444,974</td> <td>8,084,866</td> <td>6,940,650</td> <td>98.6</td> <td>98.9</td> </tr> <tr> <td colspan="9">税外諸収入</td> </tr> <tr> <td>中小企業高度化資金貸付金収入等</td> <td>経 済 部</td> <td>8,432,031</td> <td>509,411</td> <td>0</td> <td>7,883,292</td> <td>7,922,620</td> <td>6.3</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>母子福祉資金貸付金収入等</td> <td>保健福祉部</td> <td>3,460,993</td> <td>1,202,452</td> <td>131,667</td> <td>2,259,502</td> <td>2,126,874</td> <td>35.6</td> <td>34.7</td> </tr> <tr> <td>道営住宅使用料収入等</td> <td>建 設 部</td> <td>5,674,878</td> <td>5,116,585</td> <td>147,318</td> <td>561,748</td> <td>410,975</td> <td>89.6</td> <td>90.2</td> </tr> <tr> <td>林業・木材産業改善資金貸付金収入等</td> <td>水産林務部</td> <td>214,820</td> <td>64,687</td> <td>0</td> <td>152,036</td> <td>150,133</td> <td>31.7</td> <td>30.1</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	部局名	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額		収 納 率		R3	R4	R3	R4	道税収入	総 務 部	656,198,337	648,812,713	444,974	8,084,866	6,940,650	98.6	98.9	税外諸収入									中小企業高度化資金貸付金収入等	経 済 部	8,432,031	509,411	0	7,883,292	7,922,620	6.3	6.0	母子福祉資金貸付金収入等	保健福祉部	3,460,993	1,202,452	131,667	2,259,502	2,126,874	35.6	34.7	道営住宅使用料収入等	建 設 部	5,674,878	5,116,585	147,318	561,748	410,975	89.6	90.2	林業・木材産業改善資金貸付金収入等	水産林務部	214,820	64,687	0	152,036	150,133	31.7	30.1
区 分	部局名						調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額		収 納 率																																																								
		R3	R4	R3	R4																																																															
道税収入	総 務 部	656,198,337	648,812,713	444,974	8,084,866	6,940,650	98.6	98.9																																																												
税外諸収入																																																																				
中小企業高度化資金貸付金収入等	経 済 部	8,432,031	509,411	0	7,883,292	7,922,620	6.3	6.0																																																												
母子福祉資金貸付金収入等	保健福祉部	3,460,993	1,202,452	131,667	2,259,502	2,126,874	35.6	34.7																																																												
道営住宅使用料収入等	建 設 部	5,674,878	5,116,585	147,318	561,748	410,975	89.6	90.2																																																												
林業・木材産業改善資金貸付金収入等	水産林務部	214,820	64,687	0	152,036	150,133	31.7	30.1																																																												

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済み

区分	主 内 容
経済性、効率性及び有効性の視点に関する監査結果	<p>○ 役務費の支出が不経済となっているもの（報告書P6）<b>㊦</b></p> <p>部局名 オホーツク教育局 ※            内容 廃棄物処理業務において、取扱注意文書を廃棄するときは、裁断、溶解、焼却等の適切な方法によらなければならないとされているが、特段の理由もなく、溶解処分することとしたため、管外に運搬し、不経済な支出となっているものが、1件、10万2,300円あった。</p> <p>部局名 農政部            内容 道産チーズ消費拡大イベントに係る動画の撮影・映像編集作業の契約において、イベント開催の内容を十分に検討した上で契約を締結する必要があったが、これを行っていなかったことから、イベントの開催が中止となり、当該契約の解除に係るキャンセル料を支払っているものが、1件、7万7,000円あった。</p> <p>○ 教育財産等の管理について検討を要するもの（報告書P6）<b>㊦</b> ※</p> <p>部局名 高等聾学校（教育庁への検討事項）            内容 教育財産等についてはその現況を把握し、管理のため必要があるときは、直ちに適切な措置を講じなければならないが、公宅敷地から越境して設置されている塀及び樹木について、公宅の入居停止を行った後も適切な措置を行わず、借地料を執行しているものがあった。            このため、今後の公宅敷地の利用見通しを踏まえ、塀等を撤去するなど、公宅敷地の適切な管理について検討する必要がある。</p> <p>○ ホームページへの広告掲載について検討を要するもの（報告書P6）<b>㊦</b></p> <p>部局名 総合政策部            内容 北海道公式ホームページへの広告掲載については、毎年度、広告掲載を希望する者を公募し、広告を掲載する者から広告掲載料を徴収している。            北海道公式ホームページ広告掲載要領によると、公募は、広告枠を新たに設置したとき又は、広告枠に空きが生じたときに行うことができるとされているが、令和4年度の募集枠8枠について、広告掲載に至ったのは2枠と、募集枠を大幅に下回る状況となっている。            このような状況を踏まえ、幅広く事業者等に対する周知や働きかけを行ったり、魅力ある広告枠となるよう改善したりするなど、収入の確保に向けた取組について、検討する必要がある。</p> <p>○ 出資による権利について検討を要するもの（報告書P7）<b>㊦</b></p> <p>部局名 総合政策部            内容 道が出資している団体について、近年の財産及び損益状況を確認したところ、売上高や当期純利益の減少により一株当たり純資産が出資当初に比べ大幅に減少している団体があるので、株主総会等の機会を利用するなどして、団体への助言や関係機関との連携等により、厳しい経営状況の改善に向けた出資による財産的権利の有効活用を検討する必要がある。</p> <p>○ 留置施設嘱託医師の報酬の支給方法について検討を要するもの（報告書P7）<b>㊦</b></p> <p>部局名 警察本部            内容 普通地方公共団体の委員会の委員や非常勤の職員に対する報酬は、条例で特別な定めをした場合を除き、その勤務日数に応じてこれを支給するとされ、留置施設嘱託医師の報酬については、条例による特別職非常勤職員の月額報酬を適用し、毎月21日までに支給することとしている。            しかし、留置施設嘱託医師の年間勤務日数を確認したところ、5日以下の警察署が全道64署中24署あり、そのうち勤務日数が1日しかない警察署が13署ある状況となっていた。            このような状況は、近年実施している留置施設の利用の集約化等により、被留置者収容定員が少数の警察署において、留置施設嘱託医師の毎月あった勤務がなくなったことなどによると考えられるため、全道の実態を把握し、現在、月額制で支給している留置施設嘱託医師の報酬を、勤務実態にあわせて日額制や月額と日額の併用制の支給方法にするなどの改善について、検討する必要がある。</p>

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済み  
**㊦** は監査の重点項目

区分	主 内 容																													
合規性の視点に関する 監査結果	<p>○ 事業着手日前の経費を補助対象経費としているもの（報告書P8） <b>㊦</b></p> <p>部局名 釧路総合振興局 内 容 鳥獣被害防止総合対策事業補助金において、事業着手日前の経費を補助対象経費として額の確定を行っているものが、1件、46万1,000円あった。</p>																													
	<p>○ 間接補助事業に係る補助金の額の確定が適切でないもの（報告書P8） <b>㊦</b></p> <p>部局名 総合政策部 内 容 補助金が補助事業者から更に間接補助金となって給付される場合には、間接補助事業者に対する支払が完了したときに補助事業の完了となるが、事業完了期限日までに当該支払が完了していないにもかかわらず、完了したものとして、当該日を事業完了日とした実績報告書に基づき、補助金の額の確定を行っているものがあった。</p>																													
	<p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="375 622 1232 716"> <thead> <tr> <th>補助事業名</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業</td> <td>1</td> <td>67,286,890円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域輸送緊急支援事業費補助金</td> <td>3</td> <td>12,091,220円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	補助事業名	件数	金額	備考	ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業	1	67,286,890円		地域輸送緊急支援事業費補助金	3	12,091,220円																		
	補助事業名	件数	金額	備考																										
	ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業	1	67,286,890円																											
	地域輸送緊急支援事業費補助金	3	12,091,220円																											
	<p>○ 駐車場を目的外に使用しているもの（報告書P8）</p> <p>部局名 釧路総合振興局 内 容 庁舎別館の身体障がい者等の来庁用駐車場として使用する目的で、道が有償で借り受けている駐車場について、職員に駐車許可を与えたため、目的外に使用しているものが、1件、6万9,766円相当あった。</p>																													
	<p>○ 委託料の支出を行っていないものなど（報告書P8）</p> <p>部局名 保健福祉部 内 容 新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者等の検査に関する業務に係る委託料については、契約に基づき、受託者からの請求があった日から起算して30日以内に支払わなければならないが、受託者からの請求があったにもかかわらず、支出を行っていないものが、77件、2億1,223万6,940円、この期限を越えて支出しているものが、69件、1億3,782万9,250円あった。</p>																													
	<p>○ 不経済な支出を行っているもの（報告書P8）</p> <p>部局名 保健福祉部 内 容 特定医療の支給認定を受けている難病患者から、支給認定の有効期限の更新について申請があったときは、当該更新が必要であると認められるものについて、新たな有効期間を記した医療受給者証を交付することとなるが、事務処理の遅滞により、当該更新前の有効期間の終期までに新たな医療受給者証の交付ができなかったため、当該更新前の有効期間の終期を延長する措置をとることとし、その周知のための通知を医療機関や申請者等に行ったことから、当該通知に係る費用として、3件、575万640円の不経済な支出を行っているものがあった。</p> <p>なお、新たな有効期間が記された医療受給者証が交付されなかったことにより、医療機関を受診した難病患者が一時的に負担した特定医療に要した費用について、後日、患者に償還払いの手続きを行わせているものが、413件あった。</p>																													
	<p>○ 契約金額が割高となっているもの（報告書P9、P14）</p> <p>部局名 道立病院局ほか4部局</p>																													
<p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="370 1662 1420 1975"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道立病院局</td> <td>1</td> <td>6,201,360円</td> <td>業務処理要領にない日を積算に含めたことから積算が過大</td> <td></td> </tr> <tr> <td>江差病院</td> <td>1</td> <td>5,756,250円</td> <td>業務処理要領に定めのない業務を積算に含めたことから積算が過大</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td>1</td> <td>321,795円</td> <td>消費税等相当額が含まれた単価に消費税等を加算したことから積算が過大</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>4</td> <td>274,890円</td> <td>消費税等相当額が含まれた単価に消費税等を加算したことから積算が過大</td> <td></td> </tr> <tr> <td>根室教育局</td> <td>1</td> <td>99,000円</td> <td>共通仮設費率に含まれる建設機械の運搬費を積上げ計上したことから積算が過大</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局名	件数	金額	内容	備考	道立病院局	1	6,201,360円	業務処理要領にない日を積算に含めたことから積算が過大		江差病院	1	5,756,250円	業務処理要領に定めのない業務を積算に含めたことから積算が過大		保健福祉部	1	321,795円	消費税等相当額が含まれた単価に消費税等を加算したことから積算が過大		環境生活部	4	274,890円	消費税等相当額が含まれた単価に消費税等を加算したことから積算が過大		根室教育局	1	99,000円	共通仮設費率に含まれる建設機械の運搬費を積上げ計上したことから積算が過大	
部局名	件数	金額	内容	備考																										
道立病院局	1	6,201,360円	業務処理要領にない日を積算に含めたことから積算が過大																											
江差病院	1	5,756,250円	業務処理要領に定めのない業務を積算に含めたことから積算が過大																											
保健福祉部	1	321,795円	消費税等相当額が含まれた単価に消費税等を加算したことから積算が過大																											
環境生活部	4	274,890円	消費税等相当額が含まれた単価に消費税等を加算したことから積算が過大																											
根室教育局	1	99,000円	共通仮設費率に含まれる建設機械の運搬費を積上げ計上したことから積算が過大																											

**㊦** は監査の重点項目

区分	主 内 容																																																		
合規性の視点に関する 監査結果	<p>○ 落札者とすべきでない者を落札者としているものなど（報告書P9） 部局名 建設部ほか8部局</p>																																																		
	<p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="367 280 1417 555"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設部</td> <td>1</td> <td>73,678,000円</td> <td>落札者とすべきでない者を落札者としているもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業大学校</td> <td>1</td> <td>7,412,900円</td> <td>失格とすべき者を落札者としているもの</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>紋別高等看護学院</td> <td>1</td> <td>5,544,000円</td> <td>無償代理人の提出した入札書を有効としているもの</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>1</td> <td>2,101,000円</td> <td>訂正された入札書を有効としているもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合政策部</td> <td>1</td> <td>1,753,950円</td> <td>入札参加資格を有しない者と契約しているもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川方面本部</td> <td>1</td> <td>1,324,400円</td> <td>入札参加資格を有しない者と契約しているもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>旭川児童相談所</td> <td>1</td> <td>1,203,400円</td> <td>失格とすべき者を落札者としているもの</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>経済部</td> <td>1</td> <td>1,045,000円</td> <td>無償代理人が提出した入札書を有効としているもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>紋別警察署</td> <td>1</td> <td>91,751円</td> <td>訂正された見積書を有効としているもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局名	件数	金額	内容	備考	建設部	1	73,678,000円	落札者とすべきでない者を落札者としているもの		農業大学校	1	7,412,900円	失格とすべき者を落札者としているもの	※	紋別高等看護学院	1	5,544,000円	無償代理人の提出した入札書を有効としているもの	※	オホーツク総合振興局	1	2,101,000円	訂正された入札書を有効としているもの		総合政策部	1	1,753,950円	入札参加資格を有しない者と契約しているもの		旭川方面本部	1	1,324,400円	入札参加資格を有しない者と契約しているもの		旭川児童相談所	1	1,203,400円	失格とすべき者を落札者としているもの	※	経済部	1	1,045,000円	無償代理人が提出した入札書を有効としているもの		紋別警察署	1	91,751円	訂正された見積書を有効としているもの	
	部局名	件数	金額	内容	備考																																														
	建設部	1	73,678,000円	落札者とすべきでない者を落札者としているもの																																															
	農業大学校	1	7,412,900円	失格とすべき者を落札者としているもの	※																																														
	紋別高等看護学院	1	5,544,000円	無償代理人の提出した入札書を有効としているもの	※																																														
	オホーツク総合振興局	1	2,101,000円	訂正された入札書を有効としているもの																																															
	総合政策部	1	1,753,950円	入札参加資格を有しない者と契約しているもの																																															
	旭川方面本部	1	1,324,400円	入札参加資格を有しない者と契約しているもの																																															
	旭川児童相談所	1	1,203,400円	失格とすべき者を落札者としているもの	※																																														
経済部	1	1,045,000円	無償代理人が提出した入札書を有効としているもの																																																
紋別警察署	1	91,751円	訂正された見積書を有効としているもの																																																
<p>○ 契約締結日を遡及しているもの（報告書P10） 部局名 宗谷総合振興局ほか1部局</p>																																																			
<p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="367 667 962 745"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗谷総合振興局</td> <td>3</td> <td>1,857,834円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日高振興局</td> <td>7</td> <td>89,500円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局名	件数	金額	備考	宗谷総合振興局	3	1,857,834円		日高振興局	7	89,500円																																								
部局名	件数	金額	備考																																																
宗谷総合振興局	3	1,857,834円																																																	
日高振興局	7	89,500円																																																	
<p>○ 予定価格の積算を誤ったため競争入札を行わず随意契約をしているもの（報告書P10） 部局名 松前警察署 内容 し尿浄化槽清掃業務において、槽内水張り処理の数量を誤って計上したことから、予定価格が過少となり、本来競争入札を行わなければならないものを随意契約しているものが、1件、110万6,277円あった。</p>																																																			
<p>○ 契約方法を誤っているもの（報告書P10）<b>㊦</b> 部局名 日高振興局 内容 自動車賃貸借契約において、随意契約によることができる金額は、予定価格が80万円を超えない場合とされているが、これを超えているにもかかわらず随意契約としているものがあった。</p>																																																			
<p>○ 委託業務処理要領の内容等について検討を要するもの（報告書P10） 部局名 留萌振興局（水産林務部への検討事項） 内容 さけ・ます保護水面管理委託業務においては、保護水面等管理委託事務処理要領の中で、委託業務の内容を定めた業務処理要領が示されており、これに基づいて契約を締結しているが、遡上親魚の計数等を調査するなどの業務の一部については、具体的にどのような実績を求めている業務であるかが明確になっていないため、本来、実績の報告が必要な業務であるにもかかわらず、該当しない業務であると誤認して委託先に業務実績を報告させていないものがあることから、保護水面等管理委託事務処理要領を改正するなど、具体的な業務内容や実績報告の記載方法について検討する必要がある。</p>																																																			
<p>○ 賃借料の算定根拠書類の取扱いについて検討を要するもの（報告書P11） 部局名 留萌振興局（水産林務部への検討） 内容 施業道用地として借用している土地の賃借料については、近隣の取引事例地の価格を補正するなどした標準価格により当該土地の評価額を算定した上で、地域の実態を調査した結果に基づく乗率により賃借料の年額を算定したとしているが、取引事例地を採用した際や乗率を調査した際の関係書類を保管しておらず、算定の根拠が確認できない状況にあることから、算定に当たった根拠となる関係書類については、適切に保管されるよう各総合振興局等に通知するなど、その取扱いについて検討する必要がある。</p>																																																			
<p>○ 公用車の運行管理に係る手続について検討を要するもの（報告書P11） 部局名 総務部 内容 公用車の運行管理に必要な各種事務手続は、北海道庁用自動車管理規程等により定められているが、レンタカーを借り上げ、職員に当該レンタカーの運行を命ずる際の運行管理者による運行命令、当該職員による運行管理者への運行状況の報告及び「公用車運転に係る飲酒運転確認簿」の整理の手続が行われていない部局が散見されることから、レンタカーの運行に係る手続について明確にするとともに、運行管理者への周知等について検討する必要がある。</p>																																																			

※ 令和5年6月9日中間報告により公表済み  
**㊦** は監査の重点項目

区分	主 内 容																				
経営に係る事業の管理に関する監査結果	<p>○ 経営の改善が必要なもの（報告書P13）<b>重</b></p> <p>部局名 道立病院局            内容 病院事業の経営については、当年度の純損失が3億3,599万7,324円となり、未処理欠損金は545億5,216万2,423円に増加し、依然として多額であることなど、極めて厳しい状況にあるため、北海道病院事業改革推進プランに基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。</p> <p>部局名 建設部            内容 公共下水道事業の経営については、当年度の純損失が2億9,245万6,449円、未処理欠損金は108億8,075万4,812円と厳しい状況にあるため、北海道下水道事業経営戦略に基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。</p> <p>部局名 建設部            内容 流域下水道事業の経営については、当年度の純損失が1,854万531円、未処理欠損金が4億2,096万5,495円となったことから、北海道下水道事業経営戦略に基づき、引き続き経営の改善を図る必要がある。</p>																				
交通事故等に関する監査結果	<p>○ 公用車による交通事故（報告書P11）            部局名 警察本部            内容 公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、3件、842万5,149円の支出があった。</p> <p>○ 行政事故（報告書P11）            部局名 保健福祉部            内容 道立高等看護学院において、教員による学生へのハラスメント行為があり、賠償金として、12名分、755万7,500円の支出があった。</p> <p>○ 管理瑕疵（報告書P11）            部局名 近代美術館ほか2部局</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="368 1137 1417 1263"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近代美術館</td> <td>1</td> <td>2,150,611円</td> <td>給水管の管理瑕疵による水漏れ汚損事故</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>1</td> <td>1,569,240円</td> <td>施設の管理瑕疵による物損事故</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小樽潮陵高等学校</td> <td>1</td> <td>1,247,657円</td> <td>学校敷地内の樹木の管理瑕疵による物損事故</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部局名	件数	金額	内容	備考	近代美術館	1	2,150,611円	給水管の管理瑕疵による水漏れ汚損事故		警察本部	1	1,569,240円	施設の管理瑕疵による物損事故		小樽潮陵高等学校	1	1,247,657円	学校敷地内の樹木の管理瑕疵による物損事故	
部局名	件数	金額	内容	備考																	
近代美術館	1	2,150,611円	給水管の管理瑕疵による水漏れ汚損事故																		
警察本部	1	1,569,240円	施設の管理瑕疵による物損事故																		
小樽潮陵高等学校	1	1,247,657円	学校敷地内の樹木の管理瑕疵による物損事故																		
公有財産の損傷等に関する監査結果	<p>○ 公有財産の損傷等（報告書P11）            部局名 総務部            内容 消防防災ヘリコプターの損傷が発生し、修繕費用等として、172万466円の支出があった。</p>																				

**重** は監査の重点項目